

# しまじゅニアゴルフスポーツ少年団基本姿勢

## 1 感謝の気持ち

- ・ゴルフ環境を提供してくれている全ての人々に感謝しましょう
- ・コースに対して感謝しましょう

## 2 あいさつをしよう

- ・団の仲間はもちろん、出会う全ての人々に元気良くあいさつをしましょう
- ・朝のあいさつから就寝するときも必ずお父さん、お母さんにあいさつをしまし

## 3 道具、施設を大切にしよう

- ・練習終了後は必ず自分の道具の手入れをしましょう
- ・道具を投げたり、乱暴に扱わないようにしましょう
- ・自分が作ったディボット、ボールマーク以外でもすすんで直しましょ
- ・借りた備品、施設は元の場所に必ず直しきれいにしましょ

## 4 自分にきびしくなろう

- ・自分の事は必ず自分でしましょう
- ・どんなに辛くても、最後までがんばりましょう

## 5 安全にゴルフをしよう

- ・一緒にプレーする仲間の安全に注意しましょう
- ・コースでの安全指示には必ずしたがいましょう

## 父兄のみなさんへ

しづくまジュニアスポーツ少年団

### ※ 練習

#### 1.通常(土曜日・日曜日)

毎土・日曜日の練習とし、下記の内容とする。また、ゴルフ場側の営業時間につき、  
営業の妨げとならないよう注意する。

|        |   |
|--------|---|
| 集合時間   | 12:30～13:00   |
| 練習時間   | 13:00～  |
| 練習内容   | ドライビングレンジでの打撃練習(集球作業後)<br>アプローチ・バンカー練習<br>パター練習<br>ラウンド練習(初心者は練習コース)    |
| 持参品・服装 | ゴルフ道具一式<br>水筒・着替え(ロッカー等の使用は出来ません)<br>ゴルフ・練習に適した服装とする(ラウンドにはゴルフに適した物とする) |

#### 2.夏・冬・春季休暇期間(水・木曜日)

通常練習のほかに長期休暇期間を利用し、スキルアップを図るものとする。

|        |   |
|--------|---|
| 集合時間   | 9:30～10:00  |
| 練習時間   | 10:00～  |
| 練習内容   | ドライビングレンジでの打撃練習(集球作業後)<br>アプローチ・バンカー練習<br>パター練習<br>ラウンド練習                 |
| 持参品・服装 | ゴルフ道具一式<br>弁当・水筒・着替え(ロッカーの使用は出来ません)<br>ゴルフ・練習に適した服装とする(ラウンドにはゴルフに適した物とする) |

### ※ 注意事項

- 1 当団体は、ゴルフ場の好意により通常営業時間に活動の場を提供してもらっています。  
ロビー や コース 内 の マナー に は 十 分 気 を つ け て 下 さ い。
- 2 当団体は、礼儀・マナー・挨拶を目標としてます。したがって全ての関係者  
に挨拶の励行をお願いします。(父兄も含む)
- 3 運営・クラス分けについては一任してもらいます。
- 4 施設利用については一般利用者優先としております。各施設が混み合ってきた場合  
空いた施設を利用する。(無断での使用は厳禁。団の方でゴルフ場と交渉します)
- 5 土・日曜日のレストラン利用については一般利用者に憂慮して下さい。
- 6 目土袋・スコップ・グリーンフォークは必ず持参させて下さい。

# しくまジュニアゴルフスポーツ少年団規約

## (名称)

第一条 本団はしくまジュニアゴルフスポーツ少年団と称し（以下は団と称す）周南市スポーツ少年団に所属する。（事務局）

第二条 団の事務局は、後援会にて選定されたところとする。

## (目的)

第三条 スポーツを愛好する少年・少女を対象に、ゴルフのルール・マナー・エチケット・技術を研鑽することにより、心身の健全な育成をはかり、優秀なスポーツマンを育てることを目的とする。

## (組織)

第四条 団は団に賛同する少年・少女及び後援会で構成する指導者によって組織される。

## (行事)

第五条 団はその目的を達成する為に、下記の事業を行う。

1. 原則として週2回（土、日曜日）技術向上練習
2. 公式競技への参加
3. 他団体との交流会
4. その他、団の目的遂行の為の諸行事

## (入団)

第六条 心身共に健全で、保護者の同意を得た者が団長の許しを得て入団することが出来る。

## (退団)

第七条 満20歳到達時点、または本人・保護者の意思で退団できる。また、団長・指導者は、団員として不適格と思われる団員・保護者に対して、後援会役員の決定を得て退団させることが出来る。

## (運営)

第八条 団の行事を円滑にする為に、下記の会費を徴収する。

1. 入団金 2,000円
2. 団費 2,000円／月
3. 臨時会費 団費で賄えない場合、後援会・役員会で決定し徴収する。
4. その他 寄付金等 ※要項は別紙

## (会計)

第九条 団の会計は、後援会の会計役員が担当する。

## (運営費の使途)

第十条 運営費の使途は以下の通り

1. スポーツ少年団本部 登録料
2. スポーツ安全協会 団体保険加入料
3. カート使用料
4. 諸行事費用
5. 試合出場への補助 県内500円／1日 県外1,000円／1日
6. その他

## (会計監査)

第十二条 会計の監査は、後援会の会計監査役員が担当する。

## (規約の変更)

第十二条 団規約の変更は、後援会総会出席者の過半数の同意を必要とする。

附則 制定 平成21年5月30日

改定 平成22年3月28日

この規則は、平成22年4月1日より施行する。

# しまジュニアゴルフスポーツ少年団後援会規約

(名称)

第一条 本後援会はしまジュニアゴルフスポーツ少年団後援会と称し（以下は後援会と称す）周南市スポーツ少年団（母集団）に所属する。

(事務局)

第二条 後援会の事務局は、徳山国際カントリー倶楽部に置くこととする。

(目的)

第三条 後援会は、団員の健全なる育成・発展及び保護者・指導者相互の親睦を図ると共に、団の事業を円滑にすすめていくことを目的とする。

(組織)

第四条 後援会は団員全ての保護者及び有志によって組織される。

(行事)

第五条 後援会はその目的を達成する為に、下記の事業を行う。

1. 規約の作成及び改正
2. 競技会・レクレーション・その他の事業援助
3. 周南市スポーツ少年団本部事業への参加
4. 指導者に対する協力及び援助
5. その他、後援会の目的遂行の為の諸行事

(役員)

第六条 後援会に以下の役員を置く。

1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 理事 若干名 4. 会計 1名  
5. 会計監査 2名 6. 指導者 7. 必要に応じて顧問及び参与を置くことが出来る

(役員選出)

第七条 役員の選出は以下の通りとする。

1. 役員は総会において選出し、決定する。
2. 顧問は後援会に貢献した人の中から後援会が推薦し、会長が委託する。
3. 参与は後援会に協力援助するものの中から後援会が推薦し会長が委託する。

(任務)

第八条 役員の任務は以下の通りとする。

1. 会長は後援会を代表し後援会の運営を担当する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に不慮の事故があった場合はこれを代行する。
3. 理事は後援会を円滑に運営するため、会長・副会長を援助する。
4. 会計は団の会計事務を担当する。
5. 会計監査は、団の会計を監査する。

(任期)

第九条 役員の任期は1年とし、補充役員の任期は前任者の残存期間とする。但し何れも再任を妨げない。

(会議)

第十条 全ての役員をもって後援会総会を構成する。

2. 総会は入団式をもってこれにあたり、後援会の運営を審議決議する。
3. 総会の決議は出席者の過半数をもって決定する。
4. 役員会は必要に応じ臨時開催し、後援会・団の運営を審議決定する。
5. 役員会の議決は出席者の過半数をもって決定する。

(会計)

第十一條 後援会の資金は団の会費、その他をもってこれに充てる。

(会計年度)

第十二条 後援会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第十三条 後援会規約の変更は、後援会総会出席者の過半数の同意を必要とする。

附則 制定 平成21年5月30日

改定 平成22年3月28日

この規則は、平成22年4月1日より施行する。

父兄各位

平成21年8月1日

## しくまジュニアゴルフスポーツ少年団 連絡網について

当団では事務連絡(天候不良等の練習の中止など)について、一斉送信  
のY a h o o グループのシステムを使用しようと思います。

登録については、事務局の方に提出して頂きましたメールアドレスを  
登録させて頂きたいと思っています。

また、ホームページも立ち上げたいと思ってはいますが、しくまジュ  
ニアグループにも画像などのアップや大会などの企画なども掲載可能な  
ので、皆さんの了承が頂ければアップしていきます。

以下がグループのURLとメールアドレスとなります。

URL : [http://groups.yahoo.co.jp/group/sikuma\\_jr\\_golf/](http://groups.yahoo.co.jp/group/sikuma_jr_golf/)

アドレス : [sikuma\\_jr\\_golf@yahoogroups.jp](mailto:sikuma_jr_golf@yahoogroups.jp)  
[hequil\\_good@yahoo.co.jp](mailto:hequil_good@yahoo.co.jp)

※ メール受信については「[yahoogroups.jp](http://yahoogroups.jp)」「[hequil\\_good@yahoo.co.jp](mailto:hequil_good@yahoo.co.jp)」  
を受信可能にしておいて下さい。

事務局 河畠

父兄各位

平成21年9月27日

事務局

## 遠征時の参加方法等について

試合や遠征の交通手段や方法について、かねてよりいろいろと御父兄よりお願いや問題点等として上がっていました。今までどうしても家族、家庭の都合上、試合や練習ラウンドに参加出来ない団員もいらしたみたいで、その打開策として団として以下のように考え、御父兄の御理解を得たうえで運営をしていこうと思います。

先ず、大会等で遠方に参加する際に参加人員や車を出していただける親御さん等の確認を団でさせて頂きます。そこで団員のみの参加や、親御さんも行ってみたいが運転等に自信がない等の理由で車を出せない方について、一家族をくくりとして、県内1000円（片道500円）、県外2000円（片道1000円）を団で徴収して車を出して運転いただける方に対して団から謝礼として出したいと思います。

団で徴収し、謝礼としてお支払いする意味は、親御さんとしてみれば乗せて行って頂いた方にありがたいからと個人的に謝礼をお渡しするのも良いですが、なかなか受け取りづらいのと、そんな事をされなくともとお考え方の方もいらっしゃるのが現状だと思います。その為、半ば強制ですがこの様な形なら皆さん納得するのではと立案しました。

この案は団長と相談をし、全ての団員に対して均等に試合などのチャンスを広げてあげたいと思い考えました。また、誰でも仕事や家庭の都合でどうしても行けない時は有ると思います。その時、「行かせたいのだが・・・」「誰かにお願いしたいのだけど・・・」と思われている御父兄も多いみたいなので、甘えるところは甘え、車を出せるときには御協力頂ければ良いのではと考えます。

何卒、御父兄の皆様方には、「全ては団員たちの為」と趣旨を御理解頂き、御協力をお願い致したいと思います。

差し当たっては、10月より試験的に始めたいと思っておりますので、宜しくお願ひ致します。

※ 文面がまとまらず、解りづらいとは思いますが、御理解いただけると助かります。

事務局

# くまジュニアゴルフスポーツ少年団 入団届

平成 年 月 日

下記の者は「くまジュニアゴルフスポーツ少年団」に入団します。

|               |     |    |       |
|---------------|-----|----|-------|
| 住 所           |     |    |       |
| フ リ ガ ナ       |     |    |       |
| 入 団 者 氏 名     |     |    |       |
| 生 年 月 日       | 平成  | 年  | 月 日   |
| 学 年           | 学年  | 身長 | cm 体重 |
| フ リ ガ ナ       |     |    |       |
| 保 護 者 氏 名     | (印) |    |       |
| T E L         |     |    |       |
| F A X         |     |    |       |
| 携 帯 T E L     |     |    |       |
| メーラードレス携<br>帯 |     |    |       |
| メーラーアドレスPC    |     |    |       |
| 緊 急 連 絡 先 氏 名 | TEL |    |       |

※ 入団にあたって何か御要望があれば御記入してください。

※この個人情報は 1、団員の登録・管理 2、団員または父兄への連絡 3、業務遂行に必要な範囲 以外には使用しません

# 誓 約 書

平成 年 月 日

しくまジュニアゴルフスポーツ少年団に所属する団員及び保護者、コーチ、同居親族の移動について下記のように誓約する事とする。

1. 移動中に起こった、じこについては、預かった者に責任の追及を一切行わない。ただし保険の範囲では対応する事とする。  
(※ 保険とは預かった者の任意保険を言う。また、任意保険は個人差があるので加入の条件等については個人の自由とする。)
2. 本、誓約書について、有効期限は上記記入年月日より下記団員が退団する日までとする。
3. 誓約書は、事務局が保管する。退団時に返却する。

住 所

---

フリガナ

氏 名

---

フリガナ

団員保護者名

---

印